

緊急事態に関する国会審議を求める請願

請願者 柏崎市西本町 3-18-33  
日本会議柏崎支部  
支部長 仁木 賢 ㊟

長岡市城内町 2-6-13  
国家基本問題研究所  
世話人 澤 秀一郎 ㊟

長岡市吉崎 187-2  
日本をよくする新潟県民の会  
会長 小林 一彌 ㊟

燕市宮町 3-1  
神道政治連盟新潟県本部  
本部長 星野 和彦 ㊟

長岡市堀金 3-21-10  
日本会議新潟県本部  
理事長 佐藤 日出夫 ㊟

紹介議員 山本 博文 ㊟

令和4年8月30日

柏崎市議会議長 真貝 維義 様

新型コロナウイルス感染症は、長期に渡って全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されている。柏崎市においても、中越地震、中越沖地震と二度の

地震が発生し、多くの緊急事態を経験した。東日本大震災の際は、道路をふさぐ震災ガレキの撤去の遅れのために支援物資の輸送にも遅れが発生し、また被災地方自治体の機能停止も問題になった。

わが国は、これまで緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきた。しかし従来の法体系では限界があることが判明した。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどここの自治体であっても被災地になりえる。従って、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備について国会が建設的な論議に取り組むことを期待している。

よって、国会においては、緊急時における法体系のあり方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するように強く求める。

就いては、このことがすみやかに進展するように関係各機関に意見書を提出していただきたい。

#### 提出先

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
法務大臣	厚生労働大臣
国土交通大臣	防衛大臣
内閣官房長官	国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）	
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	

## 緊急事態に関する国会審議を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期に渡って全国各地で拡大し大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生した。

また今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されている。柏崎市においても、中越地震、中越沖地震と二度の地震が発生し、多くの緊急事態を経験した。東日本大震災の際は、道路をふさぐ震災ガレキの撤去の遅れのために支援物資の輸送にも遅れが発生し、また被災地方自治体の機能停止も問題になった。

わが国は、これまで緊急事態の発生に対し災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきた。しかし従来の法体系では限界があることが判明した。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害はどここの自治体であっても被災地になりえる。従って、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国的な喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備について国会が建設的な論議に取り組むことを期待している。

よって、国会においては、緊急時における法体系のあり方について建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するように強く求める。

つきましては、地方自治法99条の規程に基づき意見書を提出します。

### 記

#### 1. 緊急事態に関する国会審議を求めること

2022年 月 日

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
法務大臣	厚生労働大臣

国土交通大臣            防衛大臣  
内閣官房長官            国土強靱化担当大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）  
内閣府特命担当大臣（經濟財政政策）

柏崎市議会  
議長 真貝 維義